

財 関 第 9 0 0 号
令 和 3 年 12 月 20 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 阪 田 渉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙5に掲げる様式に改める。

税関様式C第5300号

税関様式C第5310号

税関様式C第5643号

税関様式C第5682号

税関様式C第5714号

税関様式C第5746号

税関様式C第5760号

税関様式C第5914号

税関様式C第5946号

税関様式C第5960号

税関様式T第1070号

税関様式T第1080号